

長崎市監査公表第 19 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 29 日

長崎市監査委員	西	本	徳	明
同	三	谷	利	博
同	吉	原		孝
同	山	本	信	幸

1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 6 年 2 月 15 日付 長崎市監査公表第 1 号)

2 監査の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 1 月 29 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	上下水道局事業部	水道建設課
	上下水道局事業部	下水道建設課
	上下水道局事業部	下水道施設課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

No	所属名	指摘	措置
1	上下水道局事業部 水道建設課	1 遠見配水槽造成工事 (1) 土工事における掘削及び残土運搬の土量を誤って算出したことにより積算が過大となっていた。適正な設計を行われたい。	令和6年3月7日、課内職員に対し指摘・指導事項における勉強会を開催し、積算基準書を再確認し、適正な設計及び審査に努めるなど、周知を徹底した。 また、上下水道局事業部内で勉強会資料を共有し、再発防止を図った。
2	上下水道局事業部 下水道建設課	1 大黒町ほか雨水渠・汚水管布設工事 (1) 管路の埋戻・転圧を行う際に、設計図書に記載した1層の仕上がり厚20cmでなく、30cmで施工されていた。路床部は道路を走行する車体の重みを支えるもので重要であるため、適切な施工管理の指導を行われたい。	令和6年3月11日、課内職員に対し指摘・指導事項における勉強会を開催し、適切な施工管理について周知を徹底した。 なお、本指摘事項については、工事着手前の指示事項として工事打合せ簿にて指示していたが、再度、受注者に対し、指摘事項について指導を行った。 また、上下水道局事業部内でも勉強会資料を共有し、再発防止を図った。
3	上下水道局事業部 下水道施設課	1 西部下水処理場 No.2 細目自動除塵機整備工事 (1) 高所での作業に際し、基準を超える隙間、不完全な固定、手摺や巾木を未設置など転落防止措置が不十分な作業床を設置し、作業の際に要求性能墜落制止用器具を着用していなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。	令和6年3月12日、課内職員に対し指摘・指導事項における勉強会を開催し、適切な安全管理について周知を徹底した。 なお、本指摘事項については、工事着手前に工事打合せ簿にて労働安全規則、足場のガイドライン等を厳守するよう通知していたが、再度、受注者に対し、指摘事項について指導を行った。 また、上下水道局事業部内で勉強会資料を共有し、再発防止を図った。